# 調理場内での発見

# 異物発見



←いつ・どこで・何が混入したかを確認 (異物は保管)

#### 危険異物

<分類 I 生命に深刻な影響を与える異物>

金属片、ボルト類、針、針金、ガラス片、硬質プラスチック類、薬品類等

⟨分類Ⅱ 健康への影響が大きいと思われる異物⟩ 衛生害虫(主なもの:ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、 シラミ、ダニ、蜂、毛虫、ムカデ、蛾)、コウモリ (糞も含む)、ネズミ、業務上で不適切な取り扱い により生成したもの(変色・異臭・カビ等)



検収時・調理前:①除去して使用

②ほかのものと交換

③使用中止 を判断

調理中・配缶中: 当該献立の提供中止

#### 非危険異物

毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、 小石 (米粒大)、羽虫等の衛生害虫以外の虫、海産物に 付着した貝殻や小エビ



取り除けない ※危険異物として判断



取り除ける



検収時・調理前・調理中:取り除いて使用

配缶中:取り除いて提供

※非危険物の混入でも報告は行う

連絡・報告→



指示

# 学校長・栄養士・衛生管理責任者

- 教育委員会へ報告・協議
- ・混入原因及び物質の調査
- ・配送、納入業者等への指導・調査
- ・保護者への通知文書作成・配布(必要に応じて)
- 関係機関への連絡
- 児童生徒への説明

報告

協議

## 韮崎市教育委員会

- ・発生した学校以外への情報提供
- 調理業務委託会社への連絡・指導
- 関係機関(保健所・警察等)への連絡
- ・報道機関等への情報提供について協議 (危険異物の場合は情報提供する)
- ・情報提供した場合は直ちに学校へ一報を 入れる

連絡•指導



報告 報告

## 納入業者が起因の場合

- ・時間的に交換が可能な場合は交換する 【納入業者】
- 異物確認
- 原因究明
- ・文書の提出

指導

## ※【危険異物の定義】

危険異物 : 喫食することにより生命や健康へ

の影響が大きいと思われるもの

非危険異物:異物自体は不快であり衛生的では

ないが、健康への影響が少ないと

思われるもの

# 教室(食堂)内での発見

# 異物発見



- ※喫食中であれば、一時停止し、児童生徒の安全を 確認する。
- ※教室内での混入かどうかを確認する。(異物は保管)

#### 危険異物

<分類 I 生命に深刻な影響を与える異物>

金属片、ボルト類、針、針金、ガラス片、硬質プラ スチック類、薬品類等

<分類Ⅱ 健康への影響が大きいと思われる異物> 衛生害虫(主なもの:ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、 シラミ、ダニ、蜂、毛虫、ムカデ、蛾)、コウモリ (糞も含む)、ネズミ、業務上で不適切な取り扱い により生成したもの (変色・異臭・カビ等)



毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、植物の皮や殻、 小石 (米粒大)、羽虫等の衛生害虫以外の虫、海産物に 付着した貝殻や小エビ



取り除けない ※危険異物として判断



取り除ける



配膳中:取り除いて提供

配膳後・喫食中:ほかのものと交換

または取り除いて提供

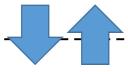
※非危険物の混入でも報告は行う



配膳中:当該献立の提供中止

配膳後・喫食中: 当該献立の喫食中止

### 報告



指示 坣 校

# 学校長•教頭

- 児童生徒の安全、体調確認 必要に応じて学校医への連絡
- ・教育委員会への報告、協議
- ・該当児童及び保護者との話し合い ※必要に応じ、保護者への通知文書作成・配布



# 報告 · 協議

連絡

# 韮崎市教育委員会

- 発生した学校以外への情報提供
- 調理業務委託会社への連絡・指導
- 関係機関(保健所・警察等)への連絡
- 報道機関等への情報提供について協議 (危険異物の場合は情報提供する)
- 情報提供した場合は直ちに学校へ一報 を入れる

# 指示 報告

・混入原因及び物質の調査

栄養士・調理員

- 配送、納入業者等への指導
- 学校長に異物混入の経緯・ 原因の報告
- 学年主任・担任等
- ・児童生徒の安全、体 調確認
- ・当該献立の喫食中止

# 報告 指導

#### └連絡・指示



#### 報告

## 納入業者が起因の場合

- 異物確認
- 原因究明
- 文書の提出